六十五条第一項、第六十五条の二、第六十五条の四第一項、第六十五条の五第一項、第六十五条の六、第七十二条第一項、第七十三条第二項、第七十六条の三第一項、第七十六条の五第一項、第七十六条の六第一項、第七十六条の七第一項、第七十六条の十四第一項及び第七十六条の十五第二項			
第三十条の二第一項第五号、第三十三条の二第四号、第三十四条第一項第五号、第三十四条の二第四号、第四十四条の二第一項第五号、第四十七条第一項第五号、第四十九条の二第四号、第五十条第一項第五号及び第五十条の二第四号	記号番号又は番号		
	年金コード又は記号番号若しくは番号並びに当該配偶者の個人番号又は基礎年金番号		
（略）			
第三十四条の二及び第五十条の二	（略）	受給権者は	
	（略）	受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）は	
第三十七条第一項、第三十八条、第四十三条の九第一項、第四十三条の十、第五十三条第一項、第五十四条、第七十一条及び第七十六条の十三			

二、第五十三条第一項、第五十四条、第五十五条第一項、第五十六条第二項、第六十一条第一項、第六十二条第一項、第六十三条第一項、第六十四条から第六十四条の三まで、第六十五条第一項、第六十五条の二、第六十五条の四第一項、第六十五条の五第一項、第六十五条の六、第七十条第一項、第七十一条、第七十二条第一項、第七十三条第二項、第七十六条の三第一項、第七十六条の五第一項、第七十六条の六第一項、第七十六条の七第一項、第七十六条の十二第一項、第七十六条の十三、第七十六条の十四第一項及び第七十六条の十五第二項			
第三十条の二第一項第五号、第三十三条の二第四号、第三十四条第一項第五号、第三十四条の二第四号、第四十四条の二第一項第五号、第四十七条第一項第五号、第四十九条の二第四号、第五十条第一項第五号及び第五十条の二第四号	記号番号又は番号		
	年金コード又は記号番号若しくは番号並びに当該配偶者の基礎年金番号		
（略）			
第三十四条の二及び第五十条の二	（略）	（新設）	
	（略）	（新設）	
		（新設）	